

「パスポート窃盗は罪に問えない」

夫婦間の犯罪

ネットを使ってドロボロの愛憎劇を繰り広げている松居一代(60)。夫・船越英一郎(56)のノートを持ち出し、浮気やバイアグラ使用の疑惑をペラペラしゃべっている。

そんな中、船越が頭を抱えているのがパスポート。松居に持ち去られたことが大きく報じられている。夫婦とはいえ、松居の行為は窃盗だ。刑事上の罪に問えるのか。

刑法で

どう落としし前ける



「残念ながら無理です」と言うのは弁護士の篠原一廣氏だ。「盗んだことに間違いはないのですが、刑法244条によって配偶者は罪を免除されるのです。これ

「残念ながら無理です」は詐欺や横領、背任、恐いし、夫のお金を自分のだ。喝についても同じ。妻が浮気に使っても横領にな夫をだまして借金の保証りません」

ただ、船越の場合はパリ盗まれたりした場合は、再発行してもらえないのか。東京都に問い合わせ

「収入を失い信用も低下するわけですから、これについては免除は適用されず、偽計あるいは威力による業務妨害に問われている。こうる可能性がります。また、ノートの内容など夫の秘密をばらして社会的評価を下げたと認定されれば刑法の名誉毀損に該当するとも思われます。

「紛失の場合は最寄りの旅券事務所でまず紛失届を出します。これだけでなく、悪用できなくなる。同時に再発行の申請をすれば6営業日後に新しいパスポートを交付してもらえます。盗まれた場合は警察に盗難届を出してから紛失届、申請の手続きをさせていただければ、同じ日数で公布。行政としてはなくなったパスポートを悪用されないことが第一なのです」(生活文化局都民生活部旅券課)

船越さんも早めに手続きしたほうがよろしいよ

う壁に守られているわけだが、この条件は夫も同じ。夫が同じことをして免除される。松居は船越のノートをこっそり読んだと明かしている。こうした盗み読みはそもそも刑法に罰則規定がないため犯罪にならない。民事裁判でプライバシー侵害に問うしか方法はなさそう

松居VS船越トドロコ沼愛憎劇に字ぶ